

令和7年11月10日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市特別職報酬等審議会
会長 森 脇 孝



特別職の報酬等について（答申）

令和7年10月6日付けで諮問のあった事項について、下記のとおり答申します。
なお今後の特別職報酬等審議会については、原則として一の年度に一度開催し、報酬等の額の適正な水準について審議されるよう併せて答申します。

記

1 市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者

(1) 給料について

給料月額について、令和8年4月1日から次のとおりとする。

市長	1, 0 1 2, 0 0 0 円
副市長	8 4 3, 0 0 0 円
教育長	7 2 2, 0 0 0 円
上下水道事業管理者	7 2 2, 0 0 0 円

(2) 期末手当について

現行の取扱いのとおり、支給割合は国家公務員の特別職に準じて改定することとし、加算割合は据え置きとする。

2 議長、副議長及び議員

(1) 報酬について

報酬月額について、令和8年4月1日から次のとおりとする。

議長	5 7 8, 0 0 0 円
副議長	5 0 6, 0 0 0 円
議員	4 6 9, 0 0 0 円

(2) 期末手当について

現行の取扱いのとおり、支給割合は国家公務員の特別職に準じて改定することとし、加算割合は据え置きとする。